

令和3年3月18日

ふじのくに防災士会会員各位

ふじのくに防災士会会長

令和2年度 ふじのくに防災士会総会 書面会議

ふじのくに防災士会役員会で協議した報告事項及び議題等を、下記のとおり提示します。

### 1 報告事項等

(1) ふじのくに防災士会会員現況について **累計総会員数 1,085人** 令和3年3月1日現在

東部 320人				中部 469人		西部 272人			
熱海市	8	裾野市	16	川根本町	3	磐田市	30	浜松市東区	22
伊豆市	10	長泉町	9	静岡市葵区	101	御前崎市	16	浜松市南区	14
伊豆の国市	17	西伊豆町	2	静岡市清水区	82	掛川市	28	袋井市	15
伊東市	16	沼津市	50	静岡市駿河区	94	菊川市	15	森町	5
河津町	1	東伊豆町	5	島田市	39	湖西市	13		
函南町	13	富士市	64	藤枝市	63	浜松市北区	39		
御殿場市	13	富士宮市	25	牧之原市	19	浜松市天竜区	7		
小山町	1	松崎町	6	焼津市	54	浜松市中区	40		
清水町	10	三島市	36	吉田町	14	浜松市西区	14		
下田市	16	南伊豆町	2			浜松市浜北区	14		
						県外者	24人		

### 2 議案審議

#### 第1号 役員の変更と任期の年度締めについて(案)

役員の数、任期についてはふじのくに防災士会会則において定められており、現在のふじのくに防災士会役員については、平成30年度の総会において選任されており、任期が2年のため、全員が令和2年度に改選となりますが、このうち会長・副会長・事務局長について会則に基づき互選をお願いするものです。あわせて、役員任期を年度末締めに変更するものです。

会長選出後、会長指名による幹事10名以内を会則に基づき、選出させていただきます。

【参考】静岡県ふじのくに防災士会会則(抜粋)

#### 第3章 組織及び役員

##### (会 員)

第6条 本会の会員は静岡県総合防災講座もしくは静岡県防災士養成講座を修了し、「静岡県防災士」又は「静岡県ふじのくに防災士」の称号を与えられた者とする。

##### (役 員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 事務局長 1名

(4) 幹事 10名以内

(役員を選出)

第8条 会長・副会長・事務局長は会員の互選とし、幹事は会長が指名する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

選任候補者として以下の者の再任を提案します。

役職	受講	初回選任	氏名	フリガナ
会長	H8	H12	森口 修	モリグチ オサム
副会長	H9	〃	西井 晃	ニシイ アキラ
事務局長	H10	〃	海野 雅夫	ウノ マサオ

会長再任後による役員（幹事）の指名予定者（1名を新任）

役職	受講	初回選任	氏名	フリガナ
幹事	H11	H12	久保 育雄	クボ イクオ
〃	H18	H21	近藤 久芳	コトウ ヒサヨシ
〃	H20	〃	高橋 義久	タカハシ ヨシヒサ
〃	H21	〃	赤堀 三代治	アカホリ ミヨジ
〃	H22	H23	加藤 泰樹	カトウ ヤスキ
〃	H22	H28	石井 洋之	イシイ ヒロユキ
〃	H23	〃	相原 宏子	アイハラ ヒロコ
〃	H21	H29	宮角 良介	ミヤカド リョウスケ
〃	H27	H30	中村 譲治	ナカムラ ジョウジ
〃	H25	新任	真鍋 明宏	マナベ アキヒロ

また、これまで本会の設立日の2月5日を役員任期の期限としていたものを、令和2年度の役員については令和3月31日まで延長し、以後は役員任期を年度末締めとすることを提案します。

これにより、今回改選の役員任期については、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。（会則の改正については必要なし）

## 第2号 令和3年度 防災士会研修事業について（案）

平成22年度から毎年、防災士会の単独事業として研修を実施してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型研修はすべて中止としました。

令和3年度は、以下のとおり提案します。

- ① 前期は新型コロナウイルス感染症の影響が続くと考えられることから、WebでのイメージT E N講習を開催。
- ② 後期については、コロナの収束により、集合研修が可能となった場合は、集合型講習を再開。
- ③ 実施時期、内容等の詳細は役員会で検討し、会員に通知する。

### 第3号 委員会の設置状況の公開について（案）

会則に基づき設置される委員会について、防災士会として承認しているもので、どのような委員会が設置されているのか会員に対して情報提供されるべきであるとの考えから、現在設置されている委員会を含め、原則公開とすることを提案します。

公開にあたり、委員会設置要綱を以下のとおり改正（追加）する。

第11条 会長は、承認された委員会について、特段の事情のない限りその名称や活動目的を公開しなければならない。

（1）公開の方法については、ホームページもしくはメール等によるものとする。

（2）各委員会は、公開を望まない場合は公開辞退申請書（別紙7）により申請するものとし、会長は役員会において審査を行い、その理由が特段の事情と判断された場合は公開をしないことができるものとする。

（3）会長は、各委員会の活動が防災思想普及のために抜群の効果があり、他の模範と認められる場合は、第10条の報告に基づきその内容を一般に公開することができる。公開にあたっては、各委員会の了承を得るとともに、個人情報の取り扱いに万全を期すものとする。

#### 委員会の公開の案

委員会の公開については、ホームページ上では、専用のページを作成し、①委員会の説明、②委員会の紹介を4項目、③特に優れた委員会の活動事例紹介で構成します

### 第4号 令和3年度 ふじのくに防災士フォローアップ研修・防災士会総会について（案）

防災士に対する研修は、防災士会と県がそれぞれ実施しています。静岡県の主催する、「防災士フォローアップ研修」については、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止となりました。

令和3年度は、以下のとおり提案します。

フォローアップ研修が開催される場合は、総会はフォローアップ研修と同日開催で調整し、研修が開催されない場合は、総会のみ書面会議等により開催する。

## 3 その他

### （1）委員会制度について

委員会制度とは、防災士の活動をより充実させるため、目的や地域を同じくする防災士同士が、ネットワークを作っていくというものです。詳しくは、ふじのくに防災士会のホームページをご覧ください。

### （2）防災士会会員用ベスト（ビブス）について

防災士会では、会員の皆様からご要望のありました、防災士会員用のグッズについて、アンケート調査結果や購入方法、価格などを協議した結果、平成25年からメッシュベスト（ビブス）を導入しています。詳しくは、ふじのくに防災士会のホームページをご覧ください。